

議案第33号 令和元年度長井市一般会計補正予算第8号についての質疑

○梅津善之委員長 まず、議案第33号 令和元年度長井市一般会計補正予算第8号の1件について、ご質疑ございませんか。

13番、小関秀一委員。

○13番 小関秀一委員 33号の1ページ、財政課長から説明をいただきました第5条の一時借入金の借入れの最高額について、当初、15億追加して40億にするという説明であります。令和元年度の総予算が180億を超えるということでびっくりしたわけですが、この最後の8号補正でも少し上がって182億まで、かつての長井市の予算から見れば、本当にびっくりするほどの予算が提示された年だというふうになります。来年度はまた別枠でというふうになりますけれども、この一時借入金の増額についての理由、これが説明でありませんでしたので、まず、財政課長に説明をいただきたいと思っております。

○梅津善之委員長 鈴木嗣郎財政課長。

○鈴木嗣郎財政課長 先ほど概要の説明で、若干、第5条のところでは触れさせていただきましたが、年度末から出納閉鎖までの資金繰りに要する資金として増額をするというものでございます。これにつきましては、会計課が実際、資金繰りは行っております。

その中で、これから3月末、それから出納閉鎖まで支出の計画を出していただきながら、資金繰りをどうするか、会計課のほうで検討していただきました。そうしたところ、詳しい金額につきましては記憶をしてございませんが、若干の余裕を見た上で、40億円あれば何とかしのげるのではないかなというふうなことでございまして、15億円を追加をして40億円という補正を

させていただいたところでございます。

○梅津善之委員長 13番、小関秀一委員。

○13番 小関秀一委員 会計年度の締め、会計の閉鎖をする5月いっぱいというふうには考えられますが、2カ月間の中で資金繰り40億、これ、最高額ですので、全部使うというふうには説明でもしてないわけですが、このぐらい余裕が欲しいと、資金繰りとしては必要だというふうなことでありますけど、額としては非常に大きい額を、歳入がないので会計の閉鎖までこのぐらい借りんなねえんだということだと思っております。

じゃあ、あとの2カ月間で一時借入れしたのを返す手だて、歳入について根拠、当然あつてのことだというふうには思いますが、会計管理者から、これから閉鎖までの収入で、まだ入ってこない部分で一時借入れをしてしのがんなんねえという部分、上から、大きいほうから3つぐらい、説明をいただければありがたいと思っております。

○梅津善之委員長 中田浩之会計管理者。

○中田浩之会計管理者 お答え申し上げます。

ただいま財政課長も申し上げましたように、各課のほうに年度末までの歳入歳出の照会を行いました。それによりますと、3月の末までに30億円程度の、瞬間的といいますか、一時的に歳出歳入の不均衡が生じるということがはっきりしましたので、財政課のほうに申し上げまして、このような形での補正予算のお願いということになっております。

歳入のほうでございしますが、出納閉鎖というのは5月の末、ご承知のように出納閉鎖の期間が設定されておまして、どうしても起債の関係でありますとか国庫補助金などは出納閉鎖、5月の入金になるということから、短期の借入れでしのぎまして、出納閉鎖満了時には清算という運びになる見込みで、このような形での上程をさせていただいてるところでございます。

○梅津善之委員長 13番、小関秀一委員。

○13番 小関秀一委員 大体、毎年の流れを考えますと、想像されてるだけで、起債とか国から入る金が3月末までは間に合わないものなんだべなというふうに思います。

総予算が180億円まで、通常の年から見ると50億円もふえてきた年の中で、やっぱり国の補助金を見込んでとか、さまざまな事業展開する中での想定は考えられるわけですが、例えば、大きな意味から言うと、交付される部分の見直しについては、当初予定した部分とは変更なく、閉鎖までは収入は入るという見直しをしておるかどうか、財政課長。

○梅津善之委員長 鈴木嗣郎財政課長。

○鈴木嗣郎財政課長 先ほど会計管理者が申し上げた歳出の見込みと申しますのは、基本的に事業が確定をして、確定をしますと国庫補助金も確定をいたします。したがって、その金額は5月末までに入金されます。

また、動いた結果として起債も変わってまいります。事業費に応じて充当率を掛けて、それで、5月に借入れの手続きをして5月末に入ってくるということですので、それも確定したものでございますので、先ほど会計管理者が申し上げたマックスで30億円は合わない、一時的に足りなくなるというような見込み、その後は国庫補助金、県の支出金も含めまして、起債も含めまして、基本的には戻ると。赤字になるというようなことはない。一時借入金に関しましてはそういうことでございます。

○梅津善之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○梅津善之委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

**議案第34号 令和元年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号
についての質疑**

○梅津善之委員長 次に、議案第34号 令和元年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

**議案第35号 令和元年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第4号
についての質疑**

○梅津善之委員長 次に、議案第35号 令和元年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第4号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

**議案第36号 令和元年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第4号
についての質疑**

○梅津善之委員長 次に、議案第36号 令和元年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第4号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第37号 令和元年度長井市介護保険特別会計補正予算第4号につ

いての質疑

○梅津善之委員長 次に、議案第37号 令和元年度長井市介護保険特別会計補正予算第4号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を結びたいします。

議案第38号 令和元年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第4号についての質疑

○梅津善之委員長 次に、議案第38号 令和元年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第4号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を結びたいします。

議案第39号 令和元年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についての質疑

○梅津善之委員長 次に、議案第39号 令和元年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を結びたいします。

以上で各会計補正予算に対する質疑は全部終了いたしました。

令和元年度長井市各会計補正予算案の表決

○梅津善之委員長 これから各会計補正予算案に対する討論、表決であります。ご意見のある方は本会議においてご発言いただくこととし、この際、討論を省略し、直ちに採決を行います。まず、議案第33号 令和元年度長井市一般会計補正予算第8号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○梅津善之委員長 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 令和元年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○梅津善之委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 令和元年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第4号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○梅津善之委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 令和元年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第4号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○梅津善之委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号 令和元年度長井市介護保険特別会計補正予算第4号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○梅津善之委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 令和元年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第4号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○梅津善之委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号 令和元年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○梅津善之委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本日の案件の審査は全部終了いたしました。

なお、来る3月4日の本会議における本委員会の審査報告の文案につきましても、私に一任くださるようお願いいたします。

散 会

○梅津善之委員長 本日はこれをもって散会いた

します。ご協力ありがとうございました。

午後 2時36分 散会